

平成17年4月6日

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力市場整備課 御中

平成17年3月10日「適正な電力取引についての指針」
(改定原案) に対する意見

大口自家発電施設者懇話会

今回の改定につきましては、従来から弊懇話会が「自家発電設備の導入又は増設」にあたり、「受給調整契約の継続を拒否することにならないように」意見を提出していた件で、「既存の受給調整契約を打ち切ること又は打ち切りを示唆すること」が独占禁止法上違法となると例示を追加して頂き、大変評価できるものと受け止めている。

しかしながら、平成17年4月1日から実施される託送供給約款に定められた幾つかの項目が、結果として自家発電設備の余剰電力の活用を阻害することになるので、更に改善の指導をお願いしたい。

第二部. I. 2. (1). イ. ⑤自家発補給契約の解除・不当な変更

改定原案では、自家発補給契約について、・・・突発的な事態に対応するための供給予備力の保有が困難なこと、託送料金の負担などから一般電気事業者以外の事業者による類似のサービスの提供が実質的に困難な状況にある。と現行の託送料金が自家発補給に関する競争促進を阻害する要因の一つとしている。

実際、新規参入者から定期点検時の補給を受ける場合、例えば二ヶ所の事業所が定期点検時期をずらすなどして系統利用を平準化するような場合においても、託送契約は個々の事業所で結ぶ必要があり、現状では補給を受ける側は託送料金を二重に支払わざるを得ない。需要家と電気事業者の創意工夫によって市場を活性化させるために、託送供給約款に定められた託送料金について、不使用時の基本料金設定の割引を大きくしたり、1年単位の託送契約以外に短期契約も認めるなど、新規参入のハードルを低くするようにお願いしたい。更に、卸電力取引所においては一ヶ月単位の先渡商品が用意されており、託送料金においても、少なくとも月単位の契約が可能となるような制度が必要と考える。

第二部. I. 2. (2). ア. ①インバランス対応のバックアップ

改定原案ではバックアップ料金は、合理的なコストに基づいて設定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましいと記述されている。しかし、託送供給約款に定められた料金では現行約款より割高な料金となっており、発電機トラブル時に高額なインバランス料金を請求されるため、非常にリスクが高くなって自家発電設備の余剰電力をPPSや電力取引市場へ売ることを躊躇してしまうことになりかねない。市場の活性化のためにも料金の根拠を明確にして合理性を確認し、低減して頂く様にお願いしたい。

第二部. II. 1. 考え方

託送供給約款では、振替供給の場合一発電所一契約を原則としている。このため、事故発生時には接続供給では複数電源による30以内の相互電源の補完が可能だが、振替供給では複数電源の融通を認めてないため、インバランス料金を支払わざるを得ない。

特に卸取引所に参加する場合には、売り先がどの事業者と約定するかが不明であるため、振替供給となった場合は発電側のリスクが大きくなる。

従って、市場の活性化のためには、例えば、振替供給においても接続供給と同様に複数発電所一契約を認めるなど制度の改定をお願いしたい。

第二部. V. 2. (1). イ. ①自家発電設備の導入又は増設の阻止等

改正原案では、正当な理由なく、アンシラリーサービスに係わる料金を自家発電設備の新增設時に従来徴収していないにもかかわらず徴収することを示唆して自家発電導入を断念をさせることは独占禁止法違反と記述されている。 本項目について、“新增設時”だけでなく、“老朽更新時”などについても同様の記述をお願いしたい。

また、現実には上記の“正当な理由”が不透明のため、例えば自家発電の単純老朽更新時などにおいて一般電気事業者の間でアンシラリーサービス徴収の扱いが異なるケースなどもある。従ってガイドラインに於いて“正当な理由”の具体的例を提示いただきたい。

例えば、出力変更が10%未満の老朽更新発電設備などは徴収対象から除く等。